

佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務委託  
企画コンペ実施要領

一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本県が有する豊かな自然や食、伝統文化などの魅力が伝わる動画や写真をSNSで発信し、本県のイメージアップと認知度向上、県内外からの観光来訪の動機づけを図る。佐賀で体験できること、佐賀で出会える景色、佐賀ならではの味といった本県特有の様々な魅力を具体的にイメージできるよう、旅行者目線の動画や写真などで情報発信することで、来訪意欲を高めるとともに、佐賀県内での滞在時間の拡大につなげる。

2 業務内容

別添の佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務委託仕様書のとおり。

3 業務委託期間 契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

4 予算額（上限） 3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 応募資格

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 公募開始の日以前6か月以内に金融機関において、不渡手形等を出していないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員が、次のアからキのいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもちて暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (5) 共同企業体の構成員でないこと。

## 6 実施スケジュール (予定)

項目	期日	備考
質問書提出期限	令和4年5月9日(月)	15:00締切
企画コンペ参加申込書提出期限	令和4年5月11日(水)	17:00締切
企画提案書、見積書等の提出期限	令和4年5月18日(水)	正午締切
審査会(プレゼンテーション)	令和4年5月20日(金)	時間は後日通知
結果通知	審査会終了後1週間程度	郵送で通知
プロモーション実施期間	令和4年6月1日(火)から 令和5年2月28日(火)まで	※詳細は、委託決定後調整

## 7 企画コンペに対する質問

企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。  
なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書(様式1)
- ② 受付期間 令和4年5月9日(月)15時まで(必着)
- ③ 提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟  
住所：〒840-0041 佐賀市城内一丁目1番59号  
TEL：0952-26-6754  
FAX：0952-26-7528  
Mail：tomoko-jyojima@saga-kanko.jp  
hiro-urayama@saga-kanko.jp
- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール  
※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、必ず着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回答 令和4年5月9日(月)18時までに質問者に対し、電子メールにより回答する。

## 8 企画コンペへの参加申込

- ① 提出書類  
企画コンペ参加申込書(様式2)、誓約書

- ② 受付期間 令和4年5月11日(水)17時まで(必着)
- ③ 提出先 上記8の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送
- ⑤ 提出部数 各1部

※ 期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画コンペへの参加は認めない。

## 9 企画提案書の提出

### ① 提出書類

#### ア 企画提案書(任意様式)

- ・用紙のサイズはA4版で両面印刷(図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能)とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
- ・提案する企画に係る費用の総額は、上記4の委託上限額を超えないものとする。
- ・企画提案書には、次の項目について記載すること。

- コンセプト
- 撮影及び編集について
- SNS運用について
- 実施体制の構築について
  - ①当委託業務の実施及び進捗管理を行う責任者  
(プロフィール、これまでの活動実績等を記載)
  - ②事業運営のために提供可能な実施体制、要員  
※ 各業務における実施体制が異なる場合は業務毎に記入すること。
  - ③過去5年間での類似業務(SNS運用等)の請負実績
- 実施スケジュール

#### イ 見積書(様式任意。代表者印等が押印済であること。A4判)

- ・見積書は見積額(消費税及び地方消費税額を含む。)及びその明細について記載する。見積書の宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること。

- ② 受付期間 令和4年5月18日(水)正午まで(必着)
- ③ 提出先 上記8の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。)
- ⑤ 提出部数 6部(正本1部・副本5部)

## 10 企画コンペ(プレゼンテーション・審査会)の実施

- ① 日時 令和4年5月20日(金)

※個別の時間については、後日参加者に別途連絡する。

- ② 場 所 後日別途通知
- ③ 準 備 プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は県で用意するので、事前に連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。
- ④ 実施方法 会場において対面でのプレゼンテーションを行うこととするが、希望があれば、ZOOMなどのWeb会議システムを使用してオンラインでプレゼンテーションを行うことも可能とする。

## 1 1 審査

審査員は、別に定める審査項目に従い審査を行い、事業者を1者決定する。  
なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ① 審査項目 別表「企画書審査基準」のとおり
- ② 結果通知 全ての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

## 1 2 契約に関する事項

### (1) 契約候補者の特定

連盟は、審査で特定した者を、本業務契約に係る随意契約の契約候補者として特定する。  
ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。
- ② 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により、契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

### (2) 業務契約金額

業務契約金額は、4に提示した金額を超えないものとする。

### (3) 業務契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求められることがある。
- ② 提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### (4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得ること。

### 1 3 企画提案に当たっての特記事項

- (1) 企画書提案作成（コンペ参加）に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出後に内容を変更することはできない。
- (3) 第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた問題に係る責任は、原則としてコンペ参加者が負うものとする。
- (4) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後  
の場合には、契約を解除することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、辞退する場合には、書面により速やかに連絡すること。
- (6) 本事業の執行に当たっては、適切な連絡体制を整えること。
- (7) 採用となった企画案については、企画内容の充実を図るため、連盟と協議の上、変更  
することができるものとする。この場合、予算の範囲内で行うこととし、新たに発生  
した金額については、連盟は負担しない。

### 1 4 提出先及び問合せ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 城島・浦山

〒840 - 0041 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

TEL : 0952 - 26 - 6754

FAX : 0952 - 26 - 7528

E-Mail : tomoko-jyojima@saga-kanko.jp

hiro-urayama@saga-kanko.jp